


定期検査手数料表

山形県条例第8号 (山形県手数料条例 平成12年4月1日施行)
 (" " 平成26年4月1日改正)
 (" " 令和元年10月1日改正)

【集合検査】

種 類	能 力	金 額(円)	
	指示はかり	100kg以下のもの	500
	(バネはかり) (振子はかり)	250kg以下のもの	900
		500kg以下のもの	1,600
	台手動はかり (台はかり)	100kg以下のもの	550
	(注)おもり付きでないもの 150kg以下のもの50円減額 150kgを超え1t以下のもの 60円減額	150kg以下のもの	950
		250kg以下のもの	960
		500kg以下のもの	1,660
	不等比皿手動はかり (皿はかり)	100kg以下のもの	550
(注)おもり付きでないものは50円減額			
	棒はかり		310
	直線目盛指示はかり (直目)		300
	等比皿手動はかり (等比皿)	100kg以下のもの	620
	手動指示併用はかり (指示併用)	100kg以下のもの	550
(注)分銅付きでないものは50円減額			
	手動天びん	100kg以下のもの	620
	電気式はかり (電気抵抗線式はかり) (誘電式はかり) (電磁式はかり) (その他の電気式はかり)	100kg以下のもの	1,400
		250kg以下のもの	1,800
		500kg以下のもの	2,300

【留意事項】 次の場合については、所在場所定期検査となります。(裏面、特定計量器検査料参照)

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難な場合 【例】ひょう量1tを超えるはかり、特殊なはかりなど
- (2) その構造上、運搬することにより、破損又は精度が落ちるおそれがある場合 【例】目量の数が6,000を超える高精度のはかりなど
- (3) 土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難な場合 【例】自動包装直付機はかり、トラックスケールなど
- (4) 受検計量器の数が多く、使用者が所在場所での検査を希望する場合など

※この定期検査手数料表に記載のないものは、当協会までお問い合わせ下さい。

特定計量器検査料

【所在場所定期検査・計量証明検査・依頼検査】

(消費税込)

種 類	能 力	検査料(円)	備 考
電気式はかり	電気抵抗線式はかり	30kg以下 100kg以下	
	誘電式はかり	250kg以下 500kg以下	
	電磁式はかり	1 t 以下 2 t 以下	
	その他の電気式はかり	2 t 以下 5 t 以下	
		5 t 以下	
機械式はかり	等比皿手動はかり	20kg以下 50kg以下	
	指示併用はかり	100kg以下 150kg以下	
	指示はかり	250kg以下 500kg以下	
	皿手動はかり	1 t 以下 2 t 以下	
	台手動はかり	2 t 以下 5 t 以下	
	手動天びん	5 t 以下	
	棒はかり	50kg以下 50kgを超えるもの	
	直線目盛指示はかり	50kg以下	
大型はかり	5 t を超える 運搬車両はかり	10 t 以下 20 t 以下	検査分銅運搬費は 別途金額加算
		30 t 以下 40 t 以下	
		50 t 以下 50 t を超えるもの	
		20,570 26,180	
		30,690 33,990	
		44,660 68,970	
上記全種類	最小目量または感量がひょう量の1/10,000未満		上記検査料の2倍
皮革面積計		15,400	

●検査分銅運搬費 中型はかり (300kg以上5t以下)

下記金額を加算します。但し300kg未満については原則として加算しない。

(300kg以上500kg以下3,300円、500kgを超え1t以下5,500円、1tを超え2t以下11,000円、2tを超え5t以下16,500円)

●支払方法 検査料等は現金払いを原則とします。但し請求手続により後日支払を申しでた場合は、検査が終了の日から10日以内に、下記口座に振込んでください。

山形銀行南館支店 (普通)No.0101834
 荘内銀行山形営業部(普通)No.129732

郵便振替 02490-0-957

山形県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関
 山形市指定定期検査機関
 一般社団法人 山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号
 TEL (023) 644-9811
 FAX (023) 644-9810